

## **議題3 障害者総合支援法及び 障害者優先調達推進法について**



## 障害者総合支援法について

平成24年6月20日	成立
27日	公布
平成25年2月25日	全国障害保健福祉関係主管課長会議
3月 3日	相談支援体制整備特別研修 フォローアップ研修会「障害者総合支援法について」開催
3月21日	事業者説明会
平成25年4月 1日	施行（その1） <ul style="list-style-type: none"><li>法律名、基本理念</li><li>障害者の範囲（難病を加える）</li><li>地域生活支援事業の追加</li><li>障害福祉計画等の記載事項</li><li><b>自立支援協議会の名称（「協議会」に）</b></li></ul>
平成26年4月 1日	施行（その2） <ul style="list-style-type: none"><li>障害支援区分の創設</li><li>重度訪問介護の対象拡大</li><li>ケアホームのグループホームへの一元化</li><li>地域移行支援の対象拡大</li></ul>

法の施行後3年を目途として  
サービスの在り方等を検討

# **全国厚生労働関係部局長会議 (厚生分科会) 資料**

平成25年2月20日(水)

社会・援護局 障害保健福祉部

## **2 障害者総合支援法の施行について**

## (1) 障害者総合支援法の施行について

- 昨年6月に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が成立し、本年4月から、「障害者総合支援法」が施行される。
- 平成25年度の施行においては、
  - ・「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」になること
  - ・障害福祉サービス等の対象となる障害者の範囲に、難病患者等が加わること
  - ・地域生活支援事業において、市町村と都道府県との役割分担を明確にするなど、意思疎通支援が強化されること等の改正が予定されている。
- 平成26年度の施行においては、
  - ・障害程度区分から障害支援区分への見直し
  - ・重度訪問介護の対象拡大やケアホームのグループホームへの一元化等の個別給付の見直し等の改正が予定されている。

13

## 地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

(平成24年6月20日成立、同6月27日公布)

### 1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

### 2. 概要

#### 1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする。

#### 2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。)

#### 3. 障害者の範囲（障害児の範囲も同様に対応。）

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

#### 4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

#### 5. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大（重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする）
- ② 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大（地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える）
- ④ 地域生活支援事業の追加（障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等）

#### 6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

### 3. 施行期日

平成25年4月1日（ただし、4. 及び5. ①～③については、平成26年4月1日）

### 4. 検討規定（障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討）

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
- ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
- ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

14

## 障害者総合支援法の施行に関する主な検討課題

### 1. 平成25年4月施行分

#### 障害者の範囲への難病等の追加

難病等の範囲は、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会での議論を踏まえ、当面、市町村の補助事業(難病患者等居宅生活支援事業)の対象疾患と同じ範囲として施行(本年1月18日に対象疾患を定める政令を公布済み)。

### 2. 平成26年4月施行分

#### 障害支援区分

平成24年度 約200市区町村の協力の下、障害程度区分の認定に関する詳しいデータを収集し、知的障害・精神障害の二次判定での引上げ要因の詳細な分析等を実施。

平成25年度 新たな調査項目による認定調査やこれに基づく障害支援区分の判定について、約100程度の市区町村でモデル事業を実施して、新たな判定式を確定。また、市区町村が使用的する障害支援区分判定ソフトの開発や認定調査員マニュアルの改正も行う。

#### 重度訪問介護の対象拡大

現行の重度の肢体不自由者に加え、重度の知的・精神障害者に対象を拡大予定。今後、事業者の指定基準や報酬の在り方等を検討。

#### ケアホームのグループホームへの一元化

今後、事業者の指定基準や報酬の在り方等とともに、外部サービス利用規制の見直しやサテライト型住居の創設についても検討。併せて、附帯決議で指摘された小規模入所施設等を含む地域における障害者の居住の支援等の在り方についても検討。

### 3. 法施行後3年(平成28年4月)

#### を目途とした見直し

→ 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方

→ 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方

障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方

手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通支援を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方

精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずることとされている。

## (2)障害者の範囲への難病等の追加について

- 平成25年4月から、障害者総合支援法に定める障害児・者の範囲に難病患者等が加わり、障害福祉サービス等の対象となる。  
新たに対象となる者は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要に応じて障害程度区分などの手続きを経た上で、市区町村において必要と認められた障害福祉サービス等を利用できることになる。
- 4月からの障害者総合支援法における難病等の範囲は、当面の措置として、現在、予算事業として行われている難病患者等居宅生活支援事業の対象疾病と同じ範囲とし、その範囲を規定した障害者総合支援法の政令については、1月18日に公布したところである。
- なお、この難病等の範囲については、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等に係る検討を踏まえ、今後、見直しを行うこととしている。
- 2月12日に「障害者の範囲への難病等の追加に係る自治体担当者会議」を開催し、詳細を説明したところであるが、実施に当たっては、これまで予算事業を実施してきた衛生部局と福祉部局とが連携して適切な実施体制を確保するとともに、施行に向けての必要となる準備、対象となる方々への制度の周知等について、遺漏がないようお願いしたい。

17

## 障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲について

### 現在の状況

- 平成25年4月から、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に定める障害児・者の対象（※1）に、難病等（※2）が加わり、障害福祉サービス、相談支援等（※3）の対象となる。
- 他方、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会においては、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等の検討が引き続き進められており、この範囲等も参考にして検討することとされていた障害者総合支援法における難病等の範囲については、直ちに結論を得ることが困難。

\*1 児童福祉法に定める障害児についても同様。

\*2 障害者総合支援法上は、「治療方法が確立していない疾患その他の特殊の疾患であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」と規定されている。

\*3 障害児・者については、津育介助サービス、相談支援、律表式及び地域生活支援事業。津育児については、障害児通所支援及び障害児入所支援。

### 当面の措置

- 障害者総合支援法の施行に際し、難病患者等が障害程度区分の認定や支給認定等の手続を経て、平成25年4月から円滑に必要なサービスを受けられるようにするため、自治体での準備期間を考慮して同年1月18日に対象疾患を定める政令を公布。
- 今回定める障害者総合支援法における難病等の範囲は、当面の措置として、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾患と同じ範囲（※4）として平成25年4月から制度を施行した上で、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等に係る検討を踏まえ、見直しを行ふものとする。
- なお、障害者総合支援法の対象となる難疾等による障害の程度（厚生労働大臣が定める程度）についても、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象患者の状態に鑑み、「（政令で定める）特殊の疾患による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度」とする（※5）。

\*4 同事業では、難病患者等のAI（1）の向上のためホームヘルプ事業等を行っており、難治性次発性難病（臨床期全併発症）の対象疾患（130疾患）及びアリワマチがその対象疾患となっている。

\*5 難病等に該当するかどうかの判断は、各市の市町村において、医師の診断書等で確認することとなる。また、障害程度区分の認定については、全国の市町村で難病等の特性に配慮して円滑な認定が行われる必要があります。1月23日付まで各都道府県に、難病等の具体的な情報や「難病等の特徴（症状の変化や進行、専門ニーズ等）」、「認定調査の時の注意点」などを整備した資料を提出して下さい。

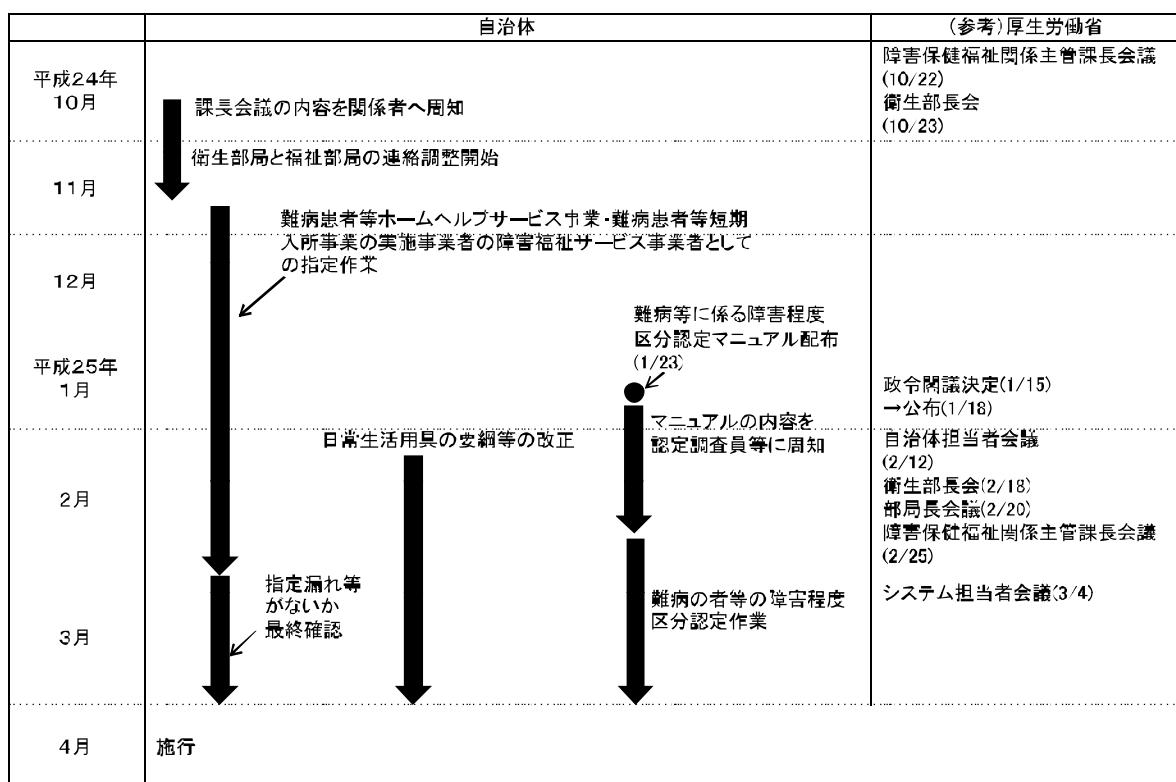
18

## 障害者総合支援法の対象疾患一覧

1 脊柱	34 原発性真珠硬変症	67 梗入スチル病	99 糜蛋白症
2 両側性化性全脊髄炎	35 頸部脊柱硬変症	68 脊髄空洞症	100 異常片麻痺
3 アジソン病	36 原発性免疫不全症候群	69 脊髓小腦変性症	101 ハーニンソン病
4 アミロイド症	37 硬化性萎縮性多癡	70 脊髓性筋萎縮症	102 バーチャー病
5 パルギー性肉芽腫性血管炎	38 原発性筋萎縮症	71 全身性アリテマトーデス	103 紅斑狼瘍性筋炎
6 ワニグナー病	39 後硬化型筋萎縮症	72 手端戸大症	104 細胞膜換気症(疾群)
7 HILV-1 痛風性骨腫瘍	40 前束性心筋症	73 天大性Q-T延長症(疾群)	105 バッド・キアリ症候群
8 ADL(不適応分認症)疾群	41 広葉性脳膜炎(疾群)	74 天大性角膜神経皮炎	106 ハンアントン病
9 黄白鞘帯等化症	42 末梢性ロラクチン血症	75 天大性剥離反質導素系損傷症	107 肌筋性筋萎縮性骨増殖症
10 売溝性大腸炎	43 カリシングル病	76 骨膜剥離症	108 大型心筋症
11 下垂性筋肉機能低下症	44 骨盤形成症(疾群)	77 大動脈炎症候群	109 ピタミンD依存症二型
12 加齢性気管支炎	45 合併症肺筋	78 天大性脳膜炎核変性症	110 支氣管炎
13 肝外門脈症候群	46 コナド・ロビン分泌過剰症	79 多系統萎縮症	111 びまん性汎紅色管支炎
14 関節リウマチ	47 異合性結合派巣病	80 多癡性疾患群	112 細胞膜換気症(疾群)
15 肝内結石症	48 野生不良性貧血	81 多癡筋炎	113 表皮小胞症
16 肝低アルドステロン症	49 フルコイミーシス	82 多癡性硬変症	114 フィッシャー症候群
17 性副牛状剥離能低下症	50 シェーグレン症候群	83 多癡性萎縮性	115 ブリオン病
18 神經節性筋萎縮症	51 亜急性弛張性皮炎	84 進歩性リリンパ水腫	116 ベニアット病
19 心因性進行性系球筋炎	52 自己免疫性肝炎	85 ハラクル病	117 ベルオナシーム病
20 痛風症	53 自己免疫性溶血性貧血	86 口唇炎と皮膚死症	118 発作性夜間ヘモグロビン尿症
21 チラン・ハレ病	54 脊椎骨	87 TSH過多下丘脑性原因	119 陰性炎症候群
22 細胞始性側索硬化症	55 亜急性肝炎	88 TSH受容体異常症	120 陰性血栓塞栓性肺高血圧症
23 クッシング病	56 重症急性肝炎	89 天疱瘡	121 侵性肝炎
24 クルココレチコイド症候群	57 重症筋膜炎	90 特発性伝導型心筋症	122 ミトコンドリア病
25 クロリ・深瀬症候群	58 神経性過食症	91 特発性心内膜炎	123 メニール病
26 ソローン病	59 神経性食欲不振	92 特発性血小板減少性紫斑病	124 細胞色素C異性症
27 制症肝炎	60 神経線維腫症	93 特発性血栓症	125 もやもや病
28 治療性化症	61 進行性核上性麻痺	94 特発性大脳梗塞死	126 有心細胞舞踏症
29 治療性副腎局固炎	62 進行性多発性神経炎	95 特発性骨軟化症	127 ノンゲルハンス細胞鉄蓄積症
30 小板減少性紫斑病	63 進行性多癡性骨質症	96 特発性可逆性骨唯塞性	128 リソーム病
31 原発性フルドステコン症	64 スティーヴンス・ジョンソン症候群	97 原発性難聴	129 リンパ管閉塞症
32 原発性硬化性胆管炎	65 メサン	98 離治性子ローヤ症候群	130 レノートン症候群
33 原発性舌指血症	66 正常圧水頭症		

19

## 障害者の範囲の見直しに係る自治体における施行までのスケジュール



20

### (3) 地域生活支援事業について

- 障害者総合支援法の施行を踏まえ、来年度予算案においては、
  - 市町村必須事業及び都道府県必須事業の実施に必要な予算を計上するとともに、
  - 従来の個別補助事業の一部及び障害者自立支援対策臨時特例交付金（基金）の事業のうち、引き続き全国の自治体への普及を図る必要があるものはより柔軟に事業を実施することができるよう、統合補助金である地域生活支援事業に位置づけたところである。
- 都道府県においては、本年4月の法の円滑な施行に向けた準備や管内市町村に対して必要な助言・指導を行うなど、特段のご配慮をお願いしたい。

※ 地域生活支援事業費補助金実施要綱（案）については、今後開催される、障害保健福祉関係主管課長会議において提示。

21

### 平成25年度地域生活支援事業費補助金の概要

(平成24年度予算額)

450億円



(平成25年度予算案)

460億円

(障害者総合支援法において必須事業化された事業)

#### 市町村事業

- 障害者に対する理解を深めるための研修・啓発
- 障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援
- 市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修
- 意思疎通支援を行う者の養成（手話奉仕員の養成研修）

#### 都道府県事業

- 意思疎通支援（手話、要約筆記、触手話、指点字等）を行う者のうち、特に専門性の高い者を養成し、又は派遣する事業
- 手話通訳者及び要約筆記者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整等広域的な対応が必要な事業

(平成25年度の対応)

- ◆ 地域生活支援事業の必要な予算額を確保するとともに、任意事業の追加、個別補助事業及び基金事業の追加
- 任意事業の追加
  - 児童発達支援センター機能強化（都道府県、指定都市）
  - 強度行動障害支援技術者養成研修（都道府県）
- 個別補助事業の追加
  - 障害程度区分認定等事務費（市町村）
  - 発達障害者支援体制整備事業費（都道府県、指定都市） 等
- 障害者自立支援対策臨時特例交付金（基金）事業の追加
  - 矯正施設を退所した障害者に対する地域移行支援（都道府県） 等

22

## 平成25年度 地域生活支援事業（案）

平成25年度予算額（案） 460億円（平成24年度予算450億円）

新法必須事業	【従来の必須事業】	【任意事業】	任意事業の追加（※）
○理解促進研修・啓発事業	○移動支援事業	【日常生活支援】 ○日中一時支援 ○訪問入浴サービス ○地域移行のための安心生活支援 (2時間の連絡体制の整備等)	○児童発達支援センター等機能強化
○自発的活動支援事業	○日常生活用具給付等事業	等 「社会参加支援」 ○文化芸術活動振興	○重度行動障害支援者養成研修 <span style="background-color: yellow; border-radius: 5px; padding: 2px;">個別補助金の追加（※）</span>
○成年後見制度法人後見支援事業	○コミュニケーション支援事業	等 「権利擁護支援」 ○成年後見制度普及啓発	○障害程度区分認定等事務 ○発達障害者支援体制整備等 <span style="background-color: yellow; border-radius: 5px; padding: 2px;">基金事業の追加（※）</span>
○意思疎通支援事業		等 「就業・就労支援」 ○盲人ホーム運営	○福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行支援 等

※ 個別補助事業及び従来の基金事業については、任意事業の位置づけとなる。

## 意思疎通支援の強化について

- 手話通訳等を行う者の派遣又は養成を行う事業については、広域的な派遣の実施が難しいなどの課題があったため、障害者総合支援法の地域生活支援事業では、市町村と都道府県の役割分担を明確にするなど意思疎通支援の強化を図ることとしている。
- 意思疎通支援を行う者の養成については、市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業として、手話奉仕員の養成研修を追加するとともに、都道府県の必須事業として、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修を追加している。
- また、意思疎通支援を行う者の派遣については、都道府県の必須事業として、専門性の高い分野などで市町村が派遣できない場合などへの派遣、市町村域を越えた派遣が市町村において円滑に実施できるよう派遣に係る市町村間の連絡調整を行うことを追加している。

25

## 地域生活支援事業の意思疎通支援の内容

※地域生活支援事業の必須事業として実施するものを整理している。

		手話通訳	要約筆記	触手話及び指点字
養成	市町村 【意思疎通支援を行う者の養成】	手話奉仕員の養成	—	—
	都道府県 【特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成】	手話通訳者の養成	要約筆記者の養成	盲ろう者向け※1 通訳・介助員の養成
設置	市町村 【意思疎通支援を行う者の設置】	手話通訳者の設置 (手話通訳士を含む)	※2	※2
	都道府県	—	—	—
派遣	市町村 【意思疎通支援を行う者の派遣】	手話通訳者の派遣 (手話通訳士を含む)	要約筆記者の派遣	—
	都道府県 【特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣】	複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演、講義等 ・市町村が派遣できない場合 などへの派遣を想定。※3	盲ろう者向け 通訳・介助員の派遣	—
連絡調整	都道府県 【派遣に係る市町村相互間の連絡調整】	A市在住の者が同都道府県B市(又は他都道府県C市)に出向く場合などにおいて、都道府県が両市間の派遣調整を行うことなどを想定。	—	—

(※1)盲ろう者向け通訳・介助員の養成について、より、盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラムが検討中であり、年度六までにお示しすることとしている。

(※2)意思疎通支援を行う者の設置については、手話通訳者の設置がやさしいが、要約筆記、触手話及び指点字等の設置についても必要な際じて設置すれば、必須事業を実施したものとして取り扱われる。

(※3)障害者総合支援への意思疎通支援事業について、手話通訳者や要約筆記者の派遣等だけでなく、併せて、代理等の意思疎通支援を行う事業を実施することができる。

26

## (4) 障害支援区分への見直しについて

- 障害者総合支援法において、障害程度区分については「障害支援区分」に改め、平成26年4月1日から施行することとされた。
- 厚生労働省では、知的障害者・精神障害者の特性に応じた障害支援区分とするため、
  - ・コンピュータ判定式の抜本的な見直し
  - ・調査項目の追加及び削除
  - ・調査項目の選択肢や調査方法等の見直し等の検討を行っているところである。
- また、平成25年度においては、新しいコンピュータ判定式等を検証するためのモデル事業や市区町村が使用する障害支援区分判定ソフトの開発等を行う予定なので、各都道府県におかれましては、御承知おきいただくとともに、管内市区町村への周知等に御協力願いたい。

27

## 障害支援区分への見直し

障害程度区分  
(障害者自立支援法)

障害支援区分  
(障害者総合支援法)

### 【定義】

障害者等に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするため当該障害者等の心身の状態を総合的に示すもの。

### 【課題】

障害程度区分は、知的障害者及び精神障害者について、一次判定で低く判定され、二次判定で引き上げられている割合が高いことから、障害の特性を反映するよう見直すべきではないか、との課題が指摘。

※二次判定で引き上げられた割合

[平成22年10月～平成23年9月]

身体：20.3%、知的：43.6%、精神：46.2%

[平成23年10月～平成24年9月]

身体：17.9%、知的：40.7%、精神：44.5%

### 【定義】

障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。

### 【施行期日】

平成26年4月1日

### 【適切な障害支援区分の認定のための措置】

政府は、障害支援区分の認定が知的障害者及び精神障害者の特性に応じて適切に行われるよう、区分の制定に当たっての適切な配慮その他の必要な措置を講ずるものとする。

### 【法施行後3年目途の検討】

「障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方」については、障害者総合支援法の施行後3年(障害支援区分の施行後2年)を目途に検討。

※ 現行の6段階の区分、3障害共通の調査項目や判定式等については、施行後3年目途の検討の中で対応。

28

## 障害支援区分への見直しの主な検討状況

### 1. 新判定式（コンピュータ判定式）の構築

- 現行のコンピュータ判定式で使用している要介護認定と同様の判定式は使用せず、コンピュータ判定式を抜本的に見直し。
- 新たなコンピュータ判定式では、全ての調査項目の結果をもとに判定。

### 2. 調査項目の追加

- 知的障害者及び精神障害者の特性をより反映するため、調査項目を追加。特に、発達障害の特性にも配慮できるよう、行動障害に関する調査項目を追加。

### 3. 調査項目の削除

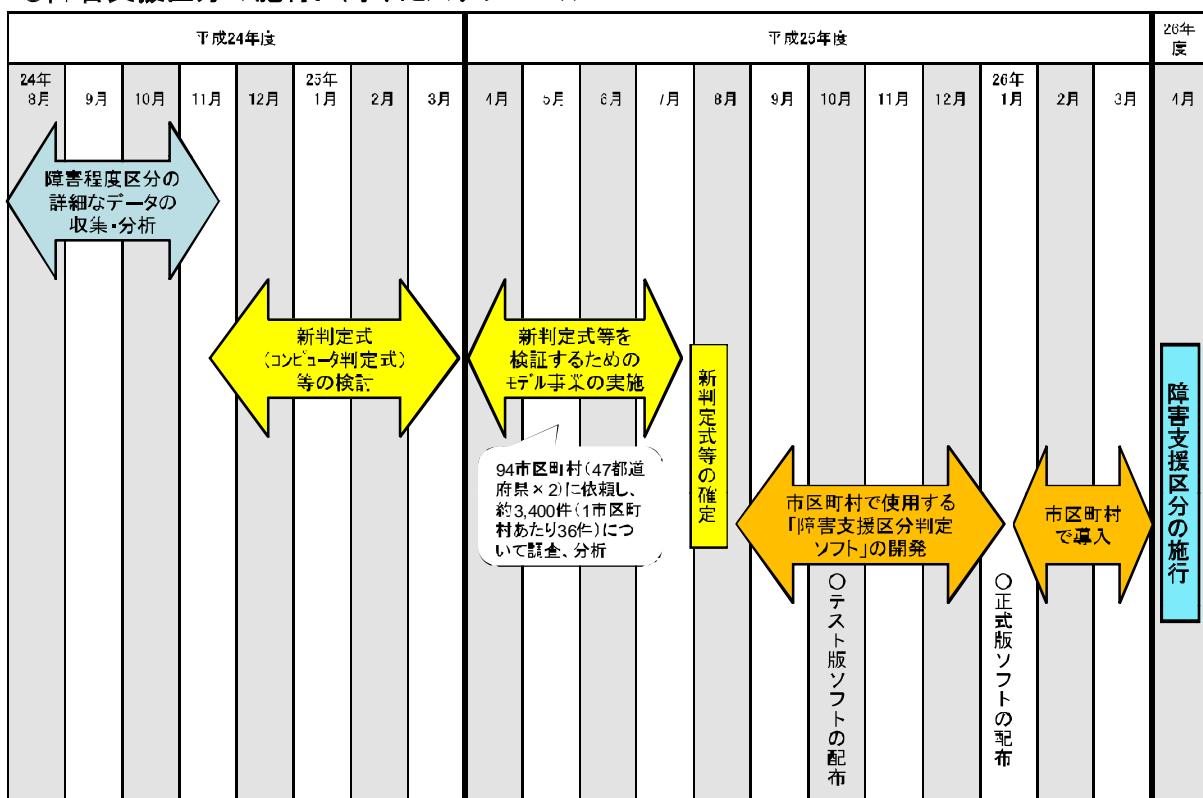
- 調査時の障害者の負担を軽減するため、他の調査項目と評価が重複する調査項目や判定に影響が少ない調査項目等を削除。

### 4. 選択肢や調査方法等の見直し

- 市町村審査会の二次判定で評価している支援の内容や障害の状態等（二次判定引上げ要因）を、コンピュータ判定で評価できるように、調査項目の選択肢や調査方法等を見直し。  
※見直しにあたって留意する内容
  - ・「見守りや声かけ等の支援」の評価
  - ・「できない場合」の評価
  - ・「慣れていない状況や初めての場所でできない場合」の評価
  - ・「状態や症状に変化があること」の評価

29

### ○障害支援区分の施行に向けたスケジュール



30

# サービス基盤の計画的整備

- 障害福祉計画に「サービスの提供体制の確保に係る目標」等を必ず定める事項に追加
- 基本指針や障害福祉計画について、定期的な検証と見直しを法定化
- 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、ニーズ把握等を行うことを努力義務化
- 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

【平成25年4月1日施行】

## 基本指針の見直し

**基本指針:**厚生労働大臣が定める、障害福祉サービス等の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針

### 1 目標に関する事項の追加

障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標を、新たに定めることとする。

### 2 障害者等の関係者の意見の反映

基本指針の案を作成・変更する際は、障害者等及びその家族等の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。

### 3 実態を踏まえた基本指針の見直し

障害者等の生活の実態等を勘案して、必要があると認めるときは、基本指針を変更する。

## 障害福祉計画の見直し

**市町村(都道府県)障害福祉計画:**小町村(都道府県)が基本指針に即して(広域的な見地から)定める、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画

### 1 障害福祉計画に定める事項の見直し

①市町村・都道府県が計画に定める事項に、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を加える。  
②市町村・都道府県が計画に定めるよう定める事項に、医療機関、教育機関、公共職業安定所等との連携を加える。

### 2 実態を踏まえた障害福祉計画の作成

市町村は、障害者等の心身の状況、その置かれている環境等を正確に把握・勘案して計画を作成するよう努める。

### 3 障害福祉計画の調査、分析及び評価の実施

市町村及び都道府県は、定期的に計画について調査、分析、評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等を行う。

## 協議会の見直し

**自立支援協議会:**地方公共団体が設置する、関係機関や団体、障害者等の福祉、医療、教育、雇用の従事者等により構成される協議会

### 1 名称の変更

自立支援協議会の名称を、地域の実情に応じて変更できるよう、協議会に改める。

### 2 構成員

協議会の構成員に障害者等及びその家族が含まれる旨を明記。

### 3 協議会の設置

地方公共団体は協議会を設置するよう努めるものとする。

# 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等に関する法律の概要

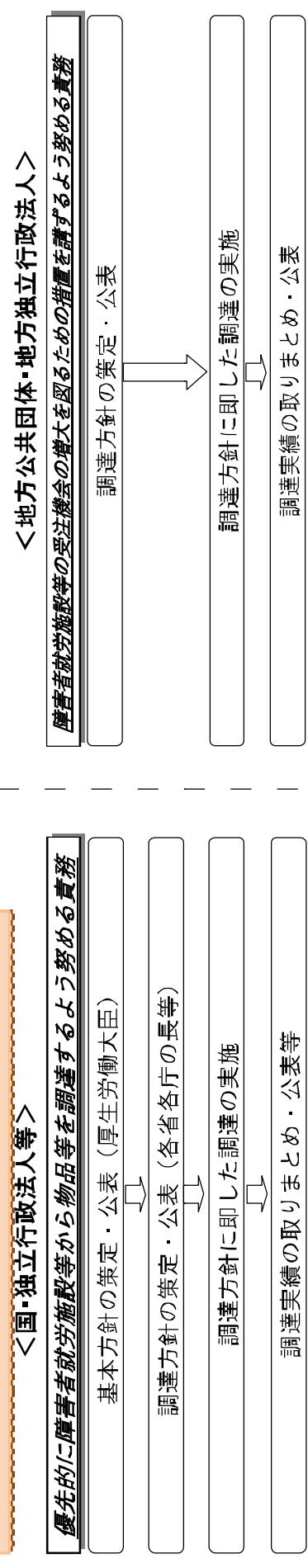
(平成24年6月20日成立、同6月27日公布)

## 1. 目的（第1条）

障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体（以下「障害者就労施設等」という。）の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資する。

## 2. 国等の責務及び調達の推進（第3条～第9条）

＜国・独立行政法人等＞



## 3. 公契約における障害者の就業を促進するための措置等（第10条）

- ① 国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たつて法定雇用率を満たしていること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることにより配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。  
② 地方公共団体及び地方独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 4. 障害者就労施設等の供給する物品等に関する情報の提供（第11条）

障害者就労施設等は、単独又は相互に連携して若しくは共同して、購入者等に対し、その物品等に関する情報を提供するよう努めるとともに、当該物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるものとする。

## 5. その他（附則第1条～附則第3条）

### （1）施行期日

この法律は、平成25年4月1日から施行する。

### （2）検討

政府は、以下の事項について、3年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- ① 障害者就労施設等の物品等の質の確保等に関する支援及び情報提供の在り方  
② 入札者が法定雇用率を満たしていること、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していること等を評価して公契約の落札者を決定する方式の導入  
(3) 税制上の措置  
国は、租税特別措置法で定めるところにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るために必要な措置を講ずるものとする。